

令和 6 年度小谷村地方創生交付金（低所得世帯支援枠）給付金（臨時給付金）のご案内

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高への支援として、令和 6 年度住民税均等割非課税世帯の世帯主に対し、小谷村から臨時給付金として、1 世帯当たり 3 万円を支給します。

18歳以下の児童がいる場合は、児童 1 人当たり 2 万円を支給します。※

給付金の支給額

1 世帯当たり **3 万円**

18歳以下の児童 1 人当たり 2 万円

書類の提出期限

確認書・申請書とも、

令和 7 年 5 月 3 0 日(金)

受給対象者と受給手続きの方法

○受給対象者

基準日（令和 6 年 1 2 月 1 3 日）において、小谷村に住民登録があり、令和 6 年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主です。

○受給手続きの方法

※18歳以下の児童への 2 万円給付の手続き方法は住民係から今後周知されます。

①「臨時給付金の支給のお知らせ」が届く世帯

原則、申請手続きは不要です。送付された用紙に記載されている世帯主の口座へ 4 月 2 8 日に支給する予定です。

ただし、次の(1)(2)を希望する場合は連絡してください。

(1) 記載された口座を変更する方

(2) 給付金の受給を辞退する方

②「臨時給付金支給要件確認書」が届く世帯

詳しくは裏面 ② へ

記載された確認欄に全て✓ができる場合は、必要事項を記入し、通帳や身分証明書のコピーを添付して期限までに返送してください。順次、支給する予定です。

③通知が届かない世帯

詳しくは裏面 ③ へ

基本的に世帯員に住民税均等割が課税されている方がおり、給付金の受給対象外となる場合です。ただし、次に該当する場合は通知が届かない場合があります。要件を満たす場合は申請書を提出することにより受給対象となる場合があります。

(1) 令和 6 年 1 月 2 日以降に小谷村へ転入した方を含む世帯

(2) 令和 6 年度住民税が未申告の方を含む世帯（転入者を含む）

(3) 転入者で、令和 6 年 1 月 1 日以前の住所地が海外の方を含む世帯

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

受給手続きの方法（詳細）

② 「臨時給付金 支給要件確認書」が届く世帯

- 対象となる世帯には、支給内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 内容を確認し、必要事項を記入のうえ、期限までに提出（同封の返信用封筒で返信）してください。

【確認事項】

- ①世帯の中に、住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告でないこと
- ②世帯全員が、住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと（税法上）
- ③この給付金と同様の趣旨で支給される給付金の支給対象でないこと（転入者に該当）



③ 通知が届かない世帯

- （１）～（３）に該当する世帯には、原則、通知をしていません。
- 世帯員に未申告者、転入者等を含む場合、所得状況が不明であるため通知されない場合があります。要件に該当する場合は、**申請により給付される**場合があります
- 要件に該当して申請できる方は、小谷村ホームページか役場福祉係窓口で用紙を受取り、必要事項を記入して添付資料と一緒に期限までにご提出ください。
- 申請する場合、令和６年１月１日時点にお住まいであった市町村が発行する**「令和６年度住民税非課税証明書」の添付が必須**です。
※非課税証明書を郵送請求する場合は時間がかかりますので、提出期限に間に合うように早めに手続きを始めてください。
- 基準日に小谷村住民基本台帳に記載があっても、令和６年１月１日以前の住所が海外で、日本の非課税証明書の交付が受けられない方は支給対象外です。

【共通注意事項及び確認事項】

- ・住民税の取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、ご家族に確認してください。（確認されていない方が多く見受けられます）
- ・受取口座について、口座情報を記入する場合、通帳のコピーを添付してください。
- ・受取口座について、公金受取口座に✓できる方は、マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータル等から公金受取口座の登録をしている方に限ります。
- ・代理による確認・受給を行う場合は、代理人もマイナンバーカードや運転免許証、パスポート等、本人確認書類のコピーを添付してください。
- ・意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ・提出期限までに提出がない場合や修正による再提出がされない場合は、辞退とみなします。
- ・この給付金は差押え禁止です。



令和６年度 小谷村臨時給付金に関する、
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ（受付時間：平日の8:30～17:15）

小谷村役場 住民福祉課 福祉係



0261-82-2582